

少子化が進む中の高等学校の 規模・配置の在り方

～近年の傾向と国の動向から

茨城大学 加藤崇英

takahide.kato.365@vc.ibaraki.ac.jp

はじめに ～高校の問題・課題状況

2

▶ 問題

- ▶ 好況（“売り手市場”）のなかで
- ▶ 地方に見られる“県内地域格差”の進行
- ▶ 貧困や経済的弱者など、経済格差の拡大、固定化
- ▶ 不登校児童生徒の進学・就職問題

▶ 課題

- ▶ 進路・進学の競争・選別・配分から、マッチングによるキャリア形成へ
- ▶ 大学受験の在り方も少しずつ変化
- ▶ 学びの転換、カリキュラム改革の必要性
- ▶ 学校維持と経営課題～1校のマネジメントとともに、連携・ネットワークとしてのマネジメントへ
- ▶ いまの教職員のマンパワーの限界
- ▶ 常時改革としての組織への移行、強化の必要性

社会状況、経済的背景

- ▶ 社会・経済に対して教育の成果は出ているのか？
 - ▶ “売り手”市場、全国的に比較的好況のなかで
 - ▶ 経済発展・活性化以上に、年齢構成上の不均衡から来る“人手不足”と将来不安としての“担い手不足”
 - ▶ “質”より“量”の現在
 - ▶ 絶えざる“質”の向上が必要

子ども・家庭をめぐる問題・課題

- ▶ 少子化と人口減少、さらに核家族化、シングル世帯の増加
- ▶ 経済格差の固定化
- ▶ 家庭の教育費不安、対策としての給付と無償化
- ▶ 家庭教育力の低下、余裕の無い家庭の増加
- ▶ 家庭内虐待（相談件数）の増加
- ▶ 高い水準にある子どもの自殺

小学校、中学校における問題・課題

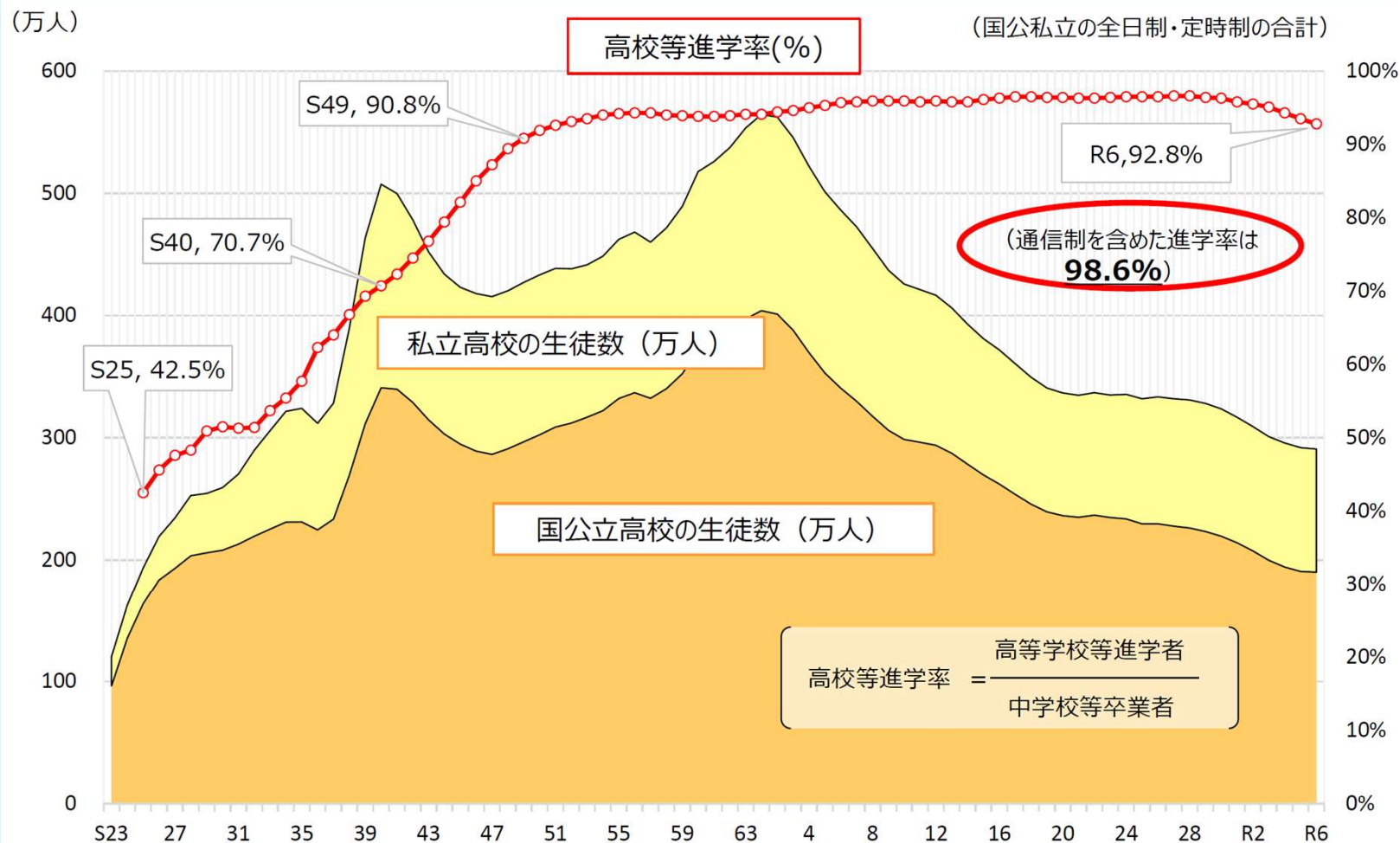
5

- ▶ 不登校
 - ▶ 不登校児童生徒の増加（“更なる急増”といっている）
 - ▶ 学びの多様化学校（不登校特例校）
 - ▶ “校内フリースクール”（茨城県で増えている取り組み）
- ▶ 複雑化、重大化
 - ▶ いじめ問題の“多様化”
 - ▶ 児童生徒への個別対応・課題の増加
 - ▶ 家庭教育問題
- ▶ マネジメント・マンパワーの明らかな不足
- ▶ 政策から求められるほどに、現場の教育は改革や変化を志向する余裕が無い

- ▶ 中教審・高等学校教育の在り方ワーキンググループ（審議のまとめ、2月12日）
- ▶ 自公維3党による高校無償化・実務者協議（6月11日）
 - ▶ 論点整理 (1)公立高離れへの対応、(2)教育の質の確保、(3)安定財源の確保など
- ▶ 経済財政運営と改革の基本方針2025（6月13日）
 - ▶ （質の高い公教育の再生）、、、高校教育改革等への国の支援の抜本強化を図るなど、質の高い公教育の再生を通じて我が国の学校教育の更なる高みを目指す。いわゆる高校無償化、給食無償化及び0～2歳を含む幼児教育・保育の支援については、これまで積み重ねてきた各般の議論に基づき具体化を行い、令和8年度予算の編成過程において成案を得て、実現する。
- ▶ 文部科学省
 - ▶ 「高校教育改革に関するグランドデザイン2040」（仮称）、8月中に中間まとめを行う方向で調整。（7月1日、時事通信）

高等学校等への進学率【推移】

○ 高等学校等への進学率は、令和6年度には98.6%にのぼっている。



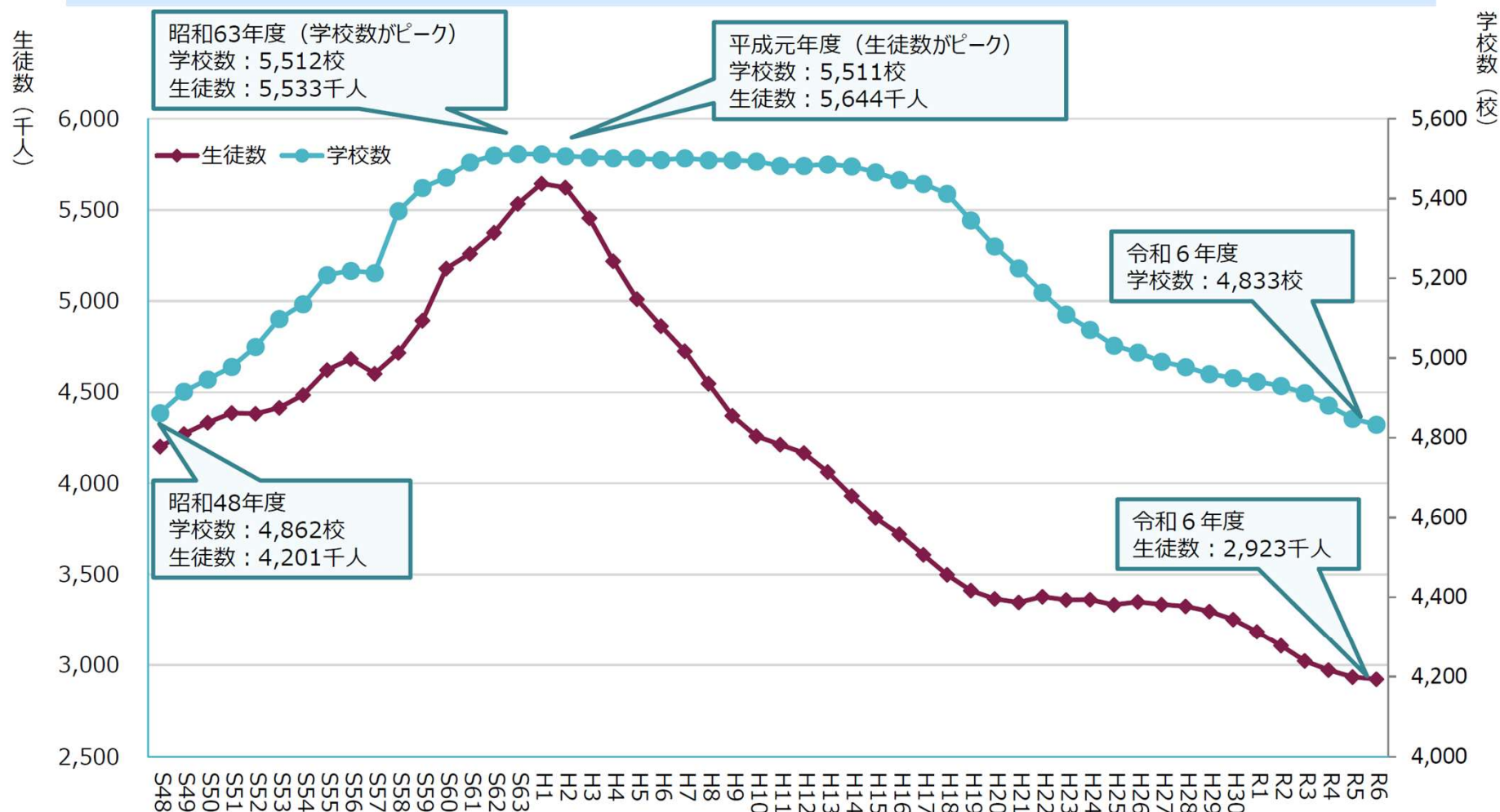
※「高等学校等進学者」とは、高等学校・中等教育学校後期課程・特別支援学校高等部の本科・別科及び専攻科へ進んだ者。進学しかつ就職した者を含む。

(出典) 文部科学省「学校基本調査」

全日制・定時制 高等学校等の学校数と生徒数の推移

8

○ 全日制・定時制の高等学校等は、昭和63年度に学校数が最多の5,512校、平成元年度に生徒数が最多の5,644千人に達した。以降、学校数・生徒数ともに減少しており、令和4年度には、生徒数が初めて300万人を下回った。

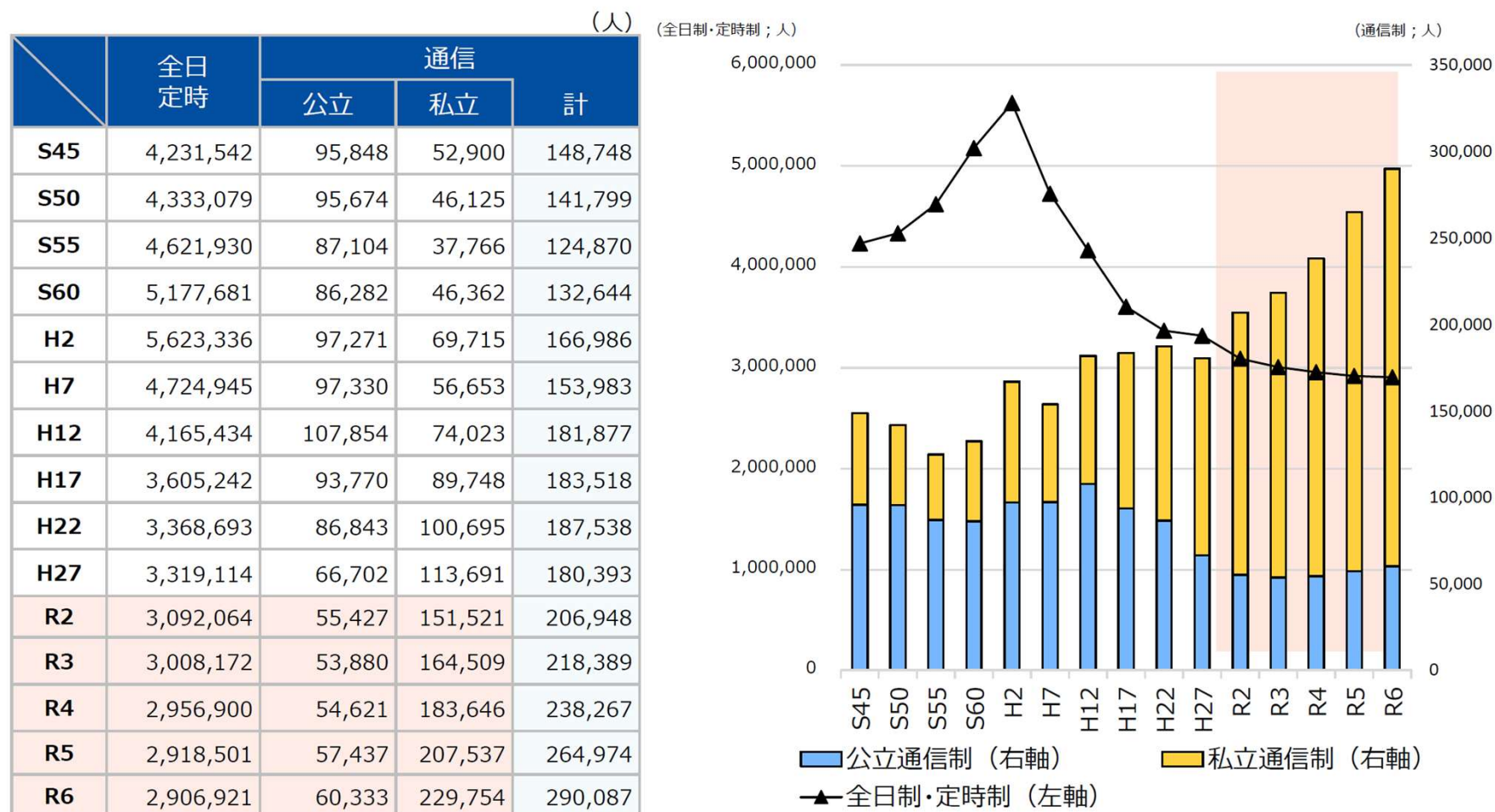


(※) 学校数は、国立・公立・私立学校（全日制・定時制）、中等教育学校後期課程（H11年度以降）の合計値。

(※) 生徒数は、国立・公立・私立学校（全日制・定時制）、中等教育学校後期課程（H11年度以降）の合計値。（専攻科、別科の生徒数を含む。）

通信制高等学校の生徒数（公私別推移）

- 高等学校の生徒数の推移について、近年、全日制・定時制課程の生徒数は全体として減少傾向にあるが、通信制課程の生徒数は全体として増加傾向にある。
- 公私別で見れば、私立通信制の生徒数が大きく増加している。（平成12年からの約20年間で、私立の生徒数は約3倍に増加）

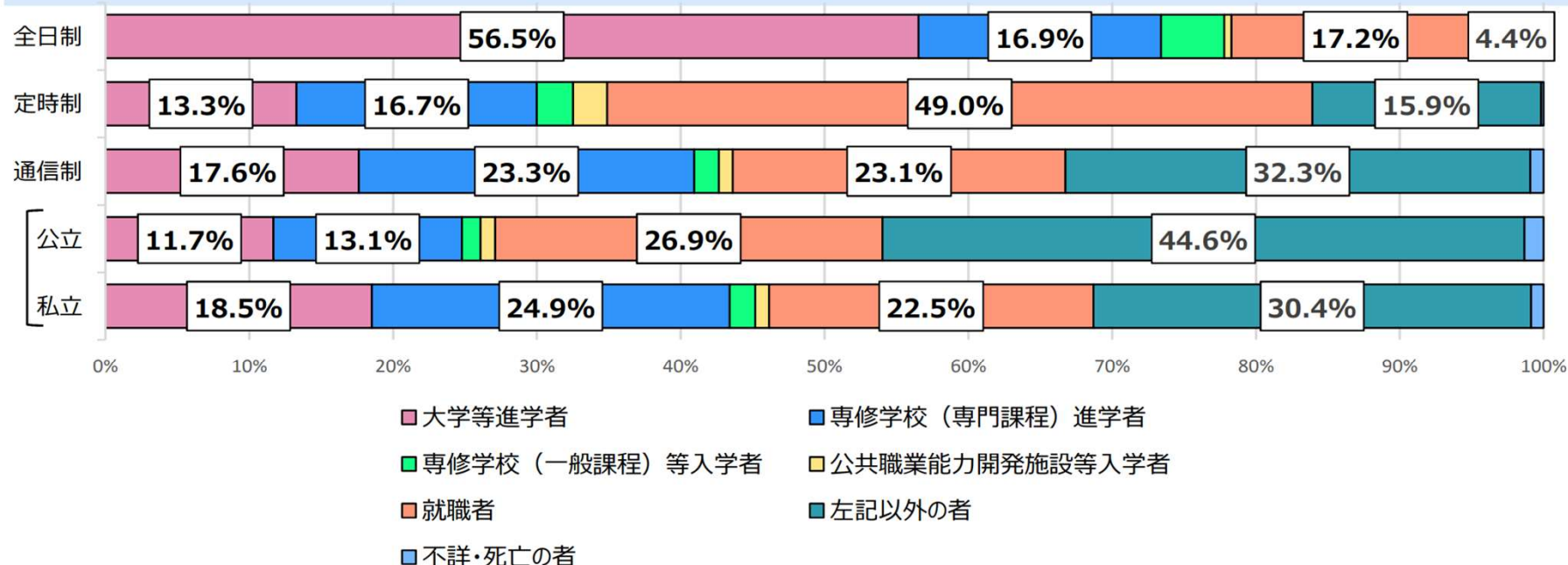


(※ 1) 全日制・定時制課程の生徒数には、専攻科・別科に属する生徒数を含む。
 (※ 2) 通信制課程の生徒数には、他からの併修者の数は含まれていない。

(出典) 文部科学省「学校基本調査」

通信制課程の卒業後の状況（令和元年度間）

○ 通信制課程の卒業後の状況について、令和2年5月1日現在、令和元年度間に卒業した者のうち、大学等進学者が17.6%、専修学校（専門課程）進学者が23.3%、就職者が23.1%。



（※ 1）大学等進学者とは、大学（学部）、短期大学（本科）、大学・短期大学の通信教育部（正規の課程）及び放送大学（全科履修生）、大学・短期大学（別科）、高等学校（専攻科）及び特別支援学校高等部（専攻科）へ進学した者及び進学しかつ就職した者を示す。

（※ 2）専修学校（専門課程）進学者とは、専修学校の専門課程（高等学校卒業程度を入学資格とする課程で通常、専門学校と称する。）へ進学した者及び進学しかつ就職した者を示す。

（※ 3）専修学校（一般課程）等入学者とは、専修学校の一般課程及び高等課程又は各種学校（予備校等）に入学した者及び入学しかつ就職した者を示す。
 なお、各種学校への進学者は、正式な認可を受けている学校に進学した者に限る。

（※ 4）公共職業能力開発施設等入学者とは、公共職業能力開発施設等（看護師学校養成所、海技大学校及び水産大学校など学校教育法以外の法令に基づいて設置された教育訓練機関含む）に入学した者及び入学しかつ就職した者を示す。

（※ 5）就職者とは、上記の※ 1～4以外で就職した者の数を示す。なお、就職とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいう。

（※ 6）左記以外の者とは、家事手伝いをしている者、外国の学校に入学した者、上記の※ 1～5に該当しない者で進路が未定であることが明らかな者を示す。

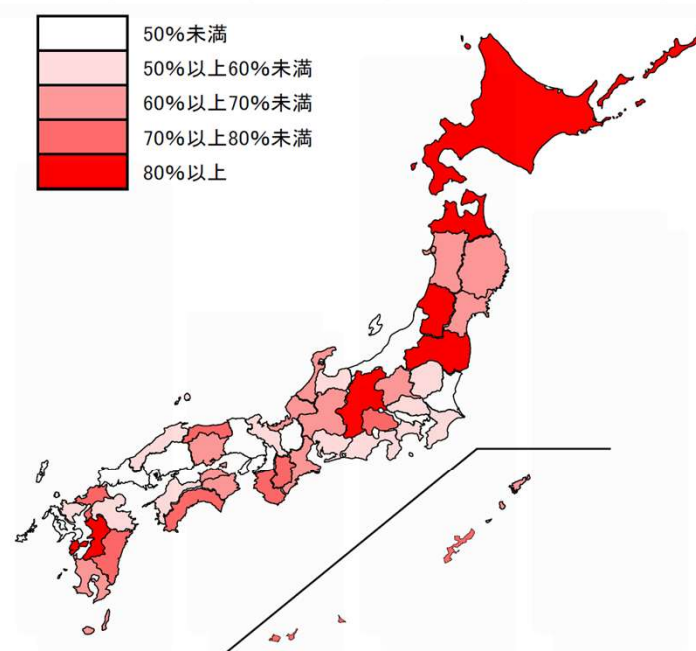
（※ 7）不詳・死亡の者とは、卒業者のうち、上記の※ 1～6のいずれかに該当するか不明の者、その年の5月1日までに死亡した者を示す。

（出典）文部科学省「学校基本調査」 14

公立高等学校の配置（公立高等学校の立地が0ないし1である市区町村）

- 令和6年5月1日時点で、全国の市区町村（1,741）のうち、公立高等学校の立地が0ないし1であるものは1,112（63.9%）。
 内訳は0が503（28.9%）、1が609（35.0%）。
 ○公立高等学校の立地が0ないし1である市区町村の数は、令和元年度の1,088（62.5%）より増加。
 ○各都道府県における公立高等学校の立地が0ないし1の市区町村の割合が最も高いのは北海道の83.8%、最も低いのは兵庫県の31.7%。

都道府県	割合	自治体数		内訳（立地）		都道府県	割合	自治体数		内訳（立地）	
		（該当数 / 総数）		0校	1校			（該当数 / 総数）		0校	1校
北海道	83.8%	(150 / 179)		55	95	滋賀県	36.8%	(7 / 19)		4	3
青森県	80.0%	(32 / 40)		22	10	京都府	50.0%	(13 / 26)		8	5
岩手県	63.6%	(21 / 33)		3	18	大阪府	48.8%	(21 / 43)		8	13
宮城県	65.7%	(23 / 35)		5	18	兵庫県	31.7%	(13 / 41)		1	12
秋田県	68.0%	(17 / 25)		9	8	奈良県	76.9%	(30 / 39)		19	11
山形県	80.0%	(28 / 35)		10	18	和歌山県	73.3%	(22 / 30)		13	9
福島県	81.4%	(48 / 59)		27	21	鳥取県	78.9%	(15 / 19)		10	5
茨城県	45.5%	(20 / 44)		6	14	島根県	52.6%	(10 / 19)		3	7
栃木県	56.0%	(14 / 25)		4	10	岡山県	63.0%	(17 / 27)		10	7
群馬県	65.7%	(23 / 35)		13	10	広島県	39.1%	(9 / 23)		1	8
埼玉県	57.1%	(36 / 63)		12	24	山口県	47.4%	(9 / 19)		2	7
千葉県	51.9%	(28 / 54)		14	14	徳島県	66.7%	(16 / 24)		9	7
東京都	32.3%	(20 / 62)		7	13	香川県	64.7%	(11 / 17)		4	7
神奈川県	51.5%	(17 / 33)		7	10	愛媛県	50.0%	(10 / 20)		1	9
新潟県	46.7%	(14 / 30)		8	6	高知県	79.4%	(27 / 34)		16	11
富山県	53.3%	(8 / 15)		2	6	福岡県	70.0%	(42 / 60)		22	20
石川県	63.2%	(12 / 19)		2	10	佐賀県	55.0%	(11 / 20)		4	7
福井県	64.7%	(11 / 17)		6	5	長崎県	38.1%	(8 / 21)		2	6
山梨県	77.8%	(21 / 27)		11	10	熊本県	80.0%	(36 / 45)		22	14
長野県	80.5%	(62 / 77)		40	22	大分県	55.6%	(10 / 18)		2	8
岐阜県	66.7%	(28 / 42)		14	14	宮崎県	73.1%	(19 / 26)		13	6
静岡県	51.4%	(18 / 35)		4	14	鹿児島県	67.4%	(29 / 43)		14	15
愛知県	50.0%	(27 / 54)		8	19	沖縄県	70.7%	(29 / 41)		18	11
三重県	69.0%	(20 / 29)		8	12	全国	63.9%	(1,112 / 1,741)		503	609



（出典）文部科学省「学校基本調査」

各都道府県における、高等学校の適正規模に関する基準の例

高知県の場合（県立高等学校再編振興計画より抜粋）

【学校規模の基準】

◇ 適正規模

- ・ 適正規模としては、「1 学年 4～8 学級」が必要です。
- ・ 一定の生徒数が見込まれる高知市及びその周辺地域は、より活気あふれる学校づくりができる「1 学年 6 学級以上」の学校規模の維持に努めます。

◇ 過疎化が著しく、近隣に他の高等学校がない学校

- ・ 地域の学びの機会を保障するために、最低規模を「1 学年 1 学級（20 人以上）以上」として維持します。

◇ 学び直しの機能を持った学校

- ・ 不登校や中途退学を経験した生徒、発達障害のある生徒等を受け入れる体制を整えた学校の最低規模を「1 学年 1 学級（20 人以上）以上」として維持します。

◇ 分校の最低規模

- ・ 「1 学年 1 学級（20 人以上）」とし、この規模を下回った際に、募集停止の猶予期間は「入学者数が 20 人に満たない状況が 3 年間で 2 度ある場合」を「2 年連続して満たない状況になった場合」に緩和し、平成 27 年度から新たに適用します。

長崎県の場合（第三期長崎県立高等学校改革基本方針より抜粋）

適正な学校規模の基準

県立全日制高等学校の適正な学校規模の基準は、1 学年 3～8 学級（120～320 人）を標準とし、適正配置の観点等から必要性が認められる場合においては、上記の標準を 1 学級下回る又は 1 学級上回る規模の高等学校の配置についても弾力的に取り扱う。

ただし、次のア、イについては、地域性等に鑑み、1 学年 1 学級の学校として配置するものとする。

ア 第二期基本方針及び第三期基本方針の計画期間内において、キャンパス校の導入が認められた高等学校。

なお、該当校における第一学年の在籍者数は、20 人以上を望ましい人数とする。

イ 小中高一貫教育を実施している一島一高等学校。

なお、該当校における第一学年の在籍者数は、10 人以上を望ましい人数とする。

○高知県教育委員会「県立高等学校振興再編計画」令和7年3月

○長崎県教育委員会「第三期長崎県立高等学校改革基本方針」（令和3年度一令和12年度）

(3) 学校規模・配置

県内を6つのエリアに分け、生徒の就学の機会に配慮し、交通事情などそれぞれのエリアの状況を斟酌しながら、必要な学校・学科をバランス良く配置する。

以下の学校を各エリアに1校以上配置する。

- ◆ 1学年あたり4学級以上の普通科系高校
- ◆ 1学年あたり3学級以上の専門系高校（総合学科を含む）
- ◆ 生徒一人一人の状況に合わせて学べる高校

※ 生徒の流出入が限られているエリア⑥（佐渡エリア）の配置については別途検討することとする。

※ 1学級あたりの生徒数は40人とする。

- 各エリアに上記の学校を配置することで、居住する地域によらず、大学等、上級学校への進学に向けた学びや、専門分野の学びなど、生徒の興味・関心や進路希望に応じた選択肢を今後も提供していく。そのための学校規模を維持するため、学校・学科の統合を進めることとする。
- 学校の統合にあたっては、より良い教育環境を整備するために、統合校における教育内容や施設・設備等の充実をあわせて検討する必要がある。
- 離島・中山間地域などの地理的条件や、学びのセーフティネットの確保の観点等を踏まえ、あえて存続させる小規模校もあり得る。存続させる小規模校においては、ICTを活用した遠隔教育や、地域との協働体制構築などを進め、そのデメリットの最小化を図ることとする。

- 公立高等学校の適正規模・適正配置については、多様な人間関係の中で得られる学びなどを踏まえれば、一定の規模を確保することの意義は大きいとされてきたが、一方で、少子化が加速する中、生徒の通学可能な範囲を私立の高等学校の設置状況も踏まえて考慮し、適正配置を考えていくことも必要である。また、高等学校は地方創生の核となる存在であり、少子化が加速する地域においては、学校の存続は地域の存続にも関わる重要な課題ともなり得るものでもある。さらに、地域人材との交流や、小中学校や他の高等学校等との連携による、地域と密着した小規模校ならではの多様な人間関係の構築の在り方も考えられる。こうした観点から、都道府県が適正規模・適正配置に関する議論を行う中で、一定の小規模校について地域に残す必要がある場合に、小規模校のメリットを最大化するとともに、課題を最大限解消し、教育条件の改善につながる方策を国としても考えていくことが必要である。

- このため、遠隔授業の活用や学校間連携等の推進に取り組むべきである。これらは、生徒が履修できる教科・科目等の種類を増やし、生徒の多様な興味・関心や進路希望に基づく多様な学習ニーズに応える上で有効なものである。また、複数の高等学校が都道府県や学校設置主体の別を超えて連携してそれぞれの生徒の興味・関心に応じた多様な探究的な活動を実施するなど、一つの高等学校における対面授業では実現できない特色ある教育方法を展開する上でも効果的であり、少子化が加速する地域においてとりわけ重要なものである。加えて、教職員が自律的に他の高等学校等と連携・協働する際の有効な手段にもなり得るものである。

規模・配置（小規模校維持等）に係わる ＜具体的方策＞

- ▶ 遠隔授業や通信教育の活用、学校間連携等の推進による学びの機会の充実
- ▶ 配信センターの体制・環境整備、学校間連携等の促進
- ▶ スクール・ミッション、スクール・ポリシー等を踏まえた学校の特色化・魅力化
- ▶ 都道府県と市町村の連携・協力による学校運営
- ▶ 地域や学校を越えた生徒同士の学びのネットワークの構築
- ▶ 学校と地域社会の連携・協働の推進
- ▶ 学校における働き方改革の推進、コーディネーター等の配置支援

中教審・高等学校教育の在り方ワーキンググループ「審議まとめ」
（2025年2月12日）、12～13頁。

学びの実現に係わる＜具体的方策＞

- ▶ 不登校生徒の学習機会の確保
- ▶ 定時制・通信制課程における優良事例の創出等
- ▶ 広域通信制高等学校の設置認可等に関する状況の把握や指導
- ▶ 通信制課程に係る情報の公表や発信
- ▶ 継続的な実態調査
- ▶ 心理・福祉分野に強みや専門性を有する教師の育成等
- ▶ 公立の通信制高等学校等の機能強化、学校間連携等の促進
- ▶ 高等学校における特別支援教育の充実に向けた体制の整備
- ▶ 外国につながる生徒の受入れに向けた体制整備
- ▶ 学校と地域社会の連携・協働の推進

中教審・高等学校教育の在り方ワーキンググループ「審議まとめ」
(2025年2月12日)、20～23頁。

I. これからの高等学校の在り方に係る基本的な考え方

高校教育の実態が地域・学校により非常に多様な状況にあるため、質の確保・向上に向けて、「多様性への対応」と「共通性の確保」を併せて進める必要

■ 多様性への対応

- 地理的状況や各学校・課程・学科の枠にかかわらず、いずれの高校においても多様な学習ニーズに対応し、潜在的なニーズに応える柔軟で質の高い学びを実現

■ 共通性の確保

- 「自己を理解し、自己決定・自己調整ができる力」の育成
- 「自ら問いを立て、多様な他者と協働しつつ、その間に対する自分なりの答えを導き出し、行動することのできる力」の育成
- 「自己の在り方生き方を考え、当事者として社会に主体的に参画する力」の育成
- 義務教育において修得すべき資質・能力の確実な育成など、「知・徳・体のバランスのとれた土台」の形成

に

取り組む
ことが
特に重要

II. 各論点に対する現状・課題認識と具体的方策

主な手段の凡例 ○: 通知等 □: 予算事業 ◇: 調査 ☆: その他取組

1 少子化が加速する地域における高等学校教育の在り方

- 少子化の影響により多くの地域で統廃合が進行。今後も15歳人口の減少は一層加速。小規模校の教育条件の改善が必要。
- 生徒が行きたいと思える学校づくり、特色化・魅力化が必要。

小規模校の教育条件の改善に向けて

- 教科・科目充実型の遠隔授業、全日制・定時制課程における通信教育の活用、学校間連携等の推進による学びの機会の充実に関する実証研究の実施
- 配信センターの体制・環境整備、学校間連携等の促進
- ◇ スクール・ミッション、スクール・ポリシー等を踏まえた学校教育活動の実施・改善、学校の特色化・魅力化
- ☆ 都道府県と市町村の連携・協力による学校運営
- 地域や学校を越えた生徒同士の学びのネットワークの構築
- コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入等による学校と地域社会の連携・協働の推進
- 学校における働き方改革の推進、コーディネーター等の配置支援

2 全日制・定時制・通信制の望ましい在り方

- 不登校児童生徒数が義務教育段階を中心に増大。高校段階では通信制の生徒数が近年急増。
- 全日制・定時制・通信制いずれの課程にあっても、柔軟で質の高い学びを保障していくことが必要。

生徒の多様な学習ニーズに応える柔軟で質の高い学びの実現に向けて

不登校生徒の学習機会の確保

- 自宅等からの同時双方向型の遠隔授業や通信教育の活用に関する実証研究、モデル事例の創出
- ☆ 履修・修得の柔軟な認定の促進
- 学びの多様な学校や校内教育支援センターの設置促進
- 不登校経験が不利益に扱われない高校入学者選抜 等
- 定時制・通信制課程における優良事例の創出等
- ◇ 広域通信制の設置認可等に関する状況の把握等
- 通信制課程に係る情報公表や制度等に係る情報発信
- ◇ 不登校生徒に対する継続的な実態調査
- SC・SSWの配置充実、心理・福祉分野に強みや専門性を有する教師の育成等
- 公立通信制高校等の機能強化等
- 高校における特別支援教育の充実に向けた体制整備
- 外国につながる生徒の受入れに向けた体制整備

3 社会に開かれた教育課程、探究・文理横断・実践的な学びの推進

- 高校生の3割が家や塾で学習を「しない」と回答。
- 授業の満足度・理解度は学年が上がるとともに低下。
- 多くの高校で文理のコース分けがなされ、特定の教科を十分に学習しない傾向。

全ての生徒の学びの充実にに向けて

- 普通科改革の促進、コーディネーターの配置支援を通じた探究・文理横断・実践的な学びの推進
- グローバル人材育成に資する拠点校の整備、留学をはじめ国際交流の促進、理数系教育の更なる充実
- 産業界等と専門高校の連携・協働の強化、専門高校を拠点とした地域人材の育成・地方創生の支援、専門高校の魅力の発信
- DXハイスクール事業の更なる推進
- ☆ 学習指導要領の理解や着実な実施、定着
- ☆ 学校における働き方改革の推進、教職員の配置を含む高校の指導体制の充実
- 教師の資質・能力の向上のためのオンライン研修コンテンツの開発支援、探究型の研修の開発・普及
- ☆ 大学入学者選抜を含む高大接続改革の推進
- ☆ 教育費の負担軽減

2. 公立高校（専門高校を含む）などへの支援の拡充を含む教育の質の確保

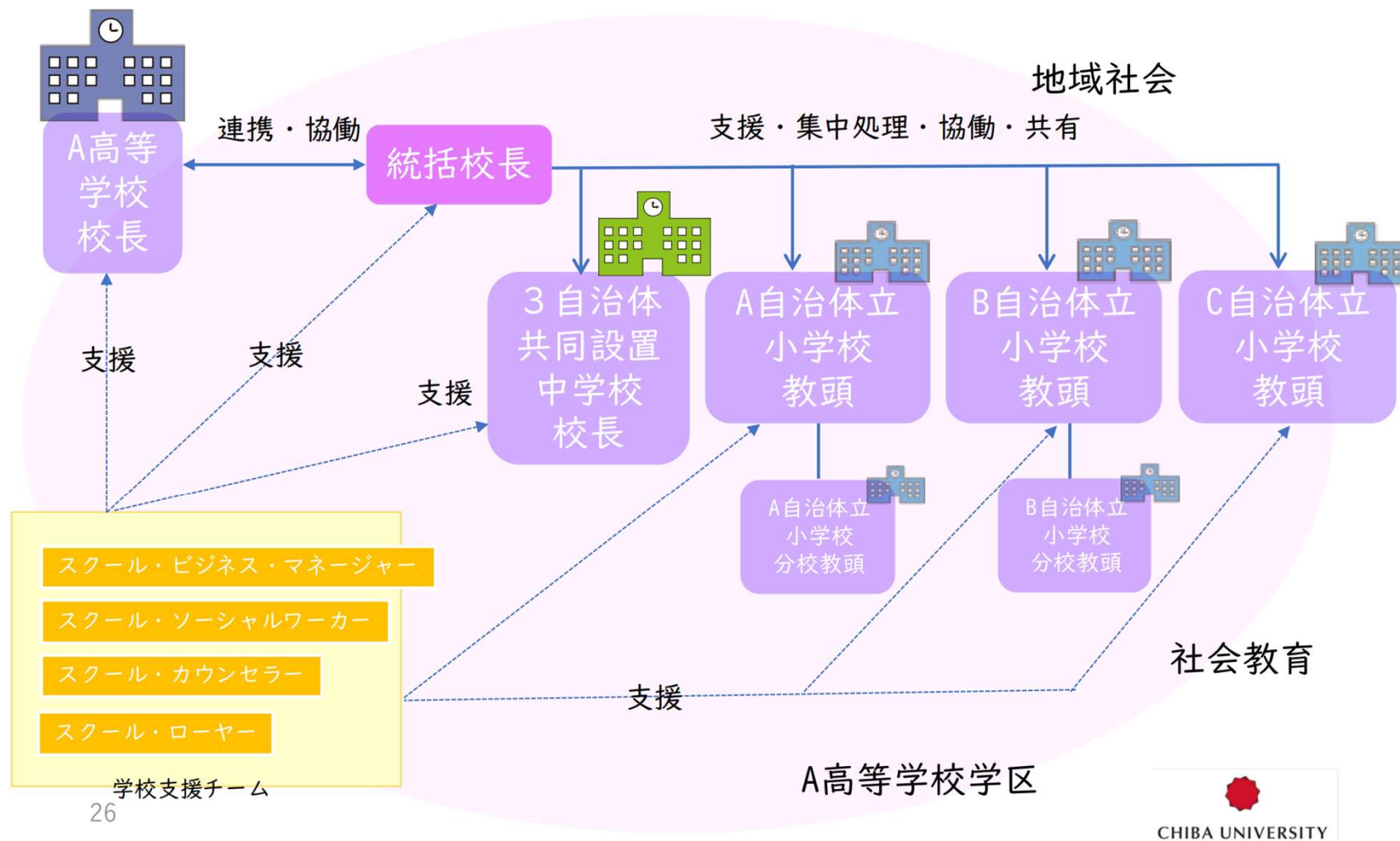
- 高校無償化の大幅拡充が、どのように高校教育の質の向上や子供たちの学びの充実につながるのか、スクール・ミッションやスクール・ポリシー等を踏まえた学校評価等の活用による PDCA の徹底や、学校選択や生徒・保護者の学校理解促進のため一定の要件・基準による積極的な情報公開の促進を図るなど、高校教育の質を確保させる仕組みづくりの検討が必要。
- また、子供たちの学びの質や機会を保証するためには、公立高校への地理的アクセスの確保と人口減少社会に対応した規模の適正化が必要であり、これらの保証に重要な役割を担う公立高校の振興が重要であることから、国が示す高校教育改革に関する基本方針（高校教育改革に関するグランドデザイン（仮称））を踏まえ、都道府県が作成する計画（高校教育改革実行計画（仮称））に基づく高校教育改革やそれに伴う施設の老朽化対策等の教育環境の整備を計画的かつ円滑に実施できるように交付金等の新たな財政支援により支援する仕組みづくりが必要。このほか、指導体制の充実の検討も必要。
- その際、卒業生の進路、学びの成果の確認、学校関係者の評価（高校生の声を聞くことを含む）等による明確な KPI を設定することにより評価・改善のサイクルを徹底するとともに、公私間の学校数・生徒数やその割合・平均授業料等が、特に都市部と地方部の間において大きく異なることなど地域の実情を踏まえる必要。
- また、家庭の経済事情に左右されず、子供たちが希望する高校等へ進学し、学びを継続できるようにする観点から、授業料以外の教育費の支援も充実させるため、例えば、支援対象として広げる中所得世帯の範囲や、地方に負担が生じることのないよう、国の負担割合を10分の10とすることなどを含め、「高校生等奨学給付金」の具体的な拡充の在り方について検討することが必要。このことは、「高所得世帯への優遇ではないか」との指摘にも応えるものである。

自由民主党・公明党・日本維新の会無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム「三党合意に基づくいわゆる高校無償化に関する論点の大枠整理」（令和7年6月11日）1～2頁

中教審・初中分科会資料（令和7年7月25日）

適用例：縦横の学校間連携×自治体間連携

20



千葉大学・貞広斎子教授 文部科学省「令和の日本型学校教育」を推進する学校の適正規模・適正配置の在り方に関する調査研究協力者会議（第1回）配布資料

まとめにかえて 動向について

21

- ▶ すでに、次の学習指導要領の議論が始まっている。現行学習指導要領とコロナ禍以降のいわゆる「令和の日本型学校教育」（答申）の内容が主軸。デジタル（DX）、ICTやオンラインの取り組みは今後もさらに進展。
- ▶ 大きな枠組みでは、人口減少社会、少子化の進展があり、公立小中学校の適正規模配置の議論も進められている（文科省調査協力者会議）。
- ▶ 高等学校については、「高校無償化」に関する政策やこれに関する議論をきっかけに、公立高等学校への支援や今後の在り方も含めて、より大きな議論になりつつある。
- ▶ 中教審の方で議論（「高等学校教育の在り方ワーキンググループ」）は進められてきたが、国（文科省）の方で「高校教育改革に関するグランドデザイン2040」（仮）の動向が注目される。
- ▶ 全体としては、地域・経済・社会を支える基盤としても高等学校が重要であるとの観点から、数・量の論理としての統廃合から、質の確保と学校・教育機会の維持とその在り方へ、議論がシフトしてきている。

- ▶ 加藤 崇英 (かとうたかひで)
- ▶ 所属：茨城大学 教授
 - ▶ 教育学研究科 教育実践高度化専攻（教職大学院）学校運営コースを主に担当
- ▶ 研究分野：学校経営、教育経営
- ▶ 委員等
 - ▶ 中教審「チームとしての学校・教職員の在り方に関する作業部会」委員
 - ▶ 文部科学省「教育相談等に関する調査研究協力者会議」委員
 - ▶ 文部科学省 学校業務改善アドバイザー
 - ▶ 文部科学省「令和の日本型学校教育」を推進する学校の適正規模・適正配置の在り方に関する調査研究協力者会議委員
 - ▶ 東京都教育委員会「東京都におけるチームとしての学校の在り方検討委員会」委員
 - ▶ 茨城県教育委員会コンプライアンス推進委員
 - ▶ IT短大（茨城県立産業技術短期大学校）の機能強化に関する検討会 委員（座長）
 - ▶ 茨城県私立学校審議会委員